

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民のみなさまです。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させるため、身近な地域で一人ひとりの主体的な地域福祉活動が推進されるとともに、市民、関係団体、社会福祉協議会、行政による協働の取組が不可欠です。

また、地域には多様な福祉に関する課題が潜在しており、それらの課題に対応していくためには、地域の中で活動する市民、ボランティア、NPO等の関係団体、社会福祉協議会が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

地域福祉の推進のためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを再確認していただくことが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事、ボランティア活動等に積極的に参加することが期待されます。

(2) ボランティア、NPO等の関係団体の役割

ボランティア、NPO等の関係団体は、行政にはできない柔軟な運営が期待できるため、活動内容の充実とサービスの多様化により、きめ細かな福祉ニーズへ対応することや、現場の視点や多様な価値観などにより市に対して解決策の提案、連携、協働して福祉サービスを担う役割が期待されます。

また、その専門的な知識を活かし、社会福祉協議会や自治会等と連携し地域活動を支援する役割も社会から求められています。

(3) 福祉施設等の事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、福祉サービスや医療等の専門的な技術を活かして市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上や良質なサービスの提供、情報の発信など、地域社会との積極的な交流が求められています。

また、地域に暮らす高齢者や障がいのある人の就業機会の拡充に取り組み、地域とのつながりを持つことで、地域社会への貢献が期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、誰もが安心して暮らすことのできる、福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、市と協働して地域福祉計画の推進役を担うとともに、その推進において市民、関係団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが求められています。

また、社会福祉協議会において地域福祉活動計画を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画的な事業の推進を図ることが期待されます。

(5) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も、実態やニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。また、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民がその担い手となった主体的、積極的な取組が重視されるため、市民の地域活動・福祉活動に対して助言等の支援のほか、行政としても積極的な支援に関わっていきます。

市民及び関係団体等の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、引き続き主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供等の必要な支援を行います。

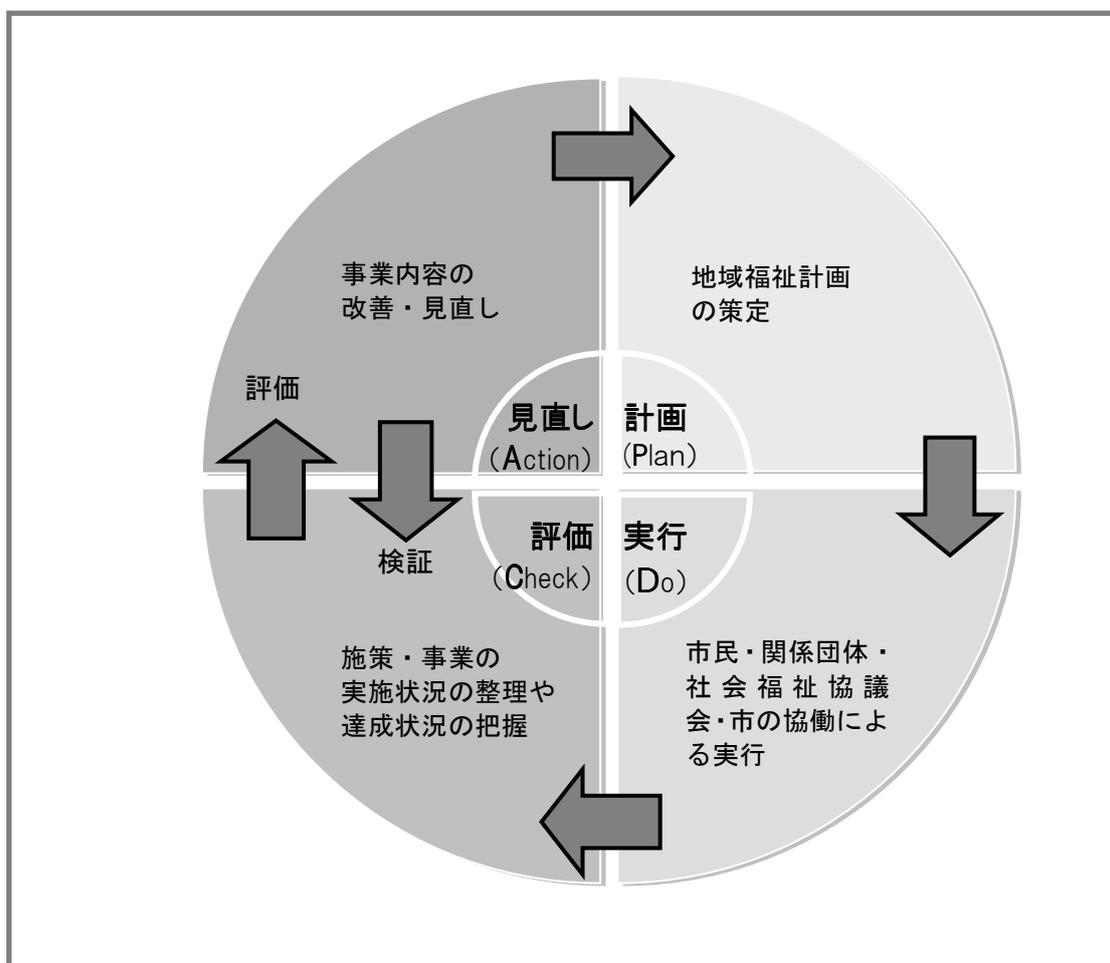
また、計画の推進は、各部署の横断的な連携が必要なことから、随時、庁内の関係者によって市の総合計画等の関連計画に照らし合わせ、適切な執行が行われているかなど、進行管理に努めます。

2. 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の進捗状況や達成状況については、庁内に検討委員会を設け、原則として年1回幅広い視点による評価・検証を行い、さらに第三者による評価・検証を入れることで、本計画の実効性・実現性の確保につなげていきます。

■計画の進行管理(PDCA サイクル)イメージ



1. 第2期野洲市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を推進するために、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく野洲市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定する組織として、野洲市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 計画策定の手順に関すること。
- (2) 計画書の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定のために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から市長に計画の報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿（敬称略）

| 区分 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|--------|----------------------|---------|------------|
| 学識経験者 | 龍谷大学社会学部地域福祉学科講師 | 村田 智美 | 委員長 |
| 関係団体 | 野洲市自治連合会会長 | 永田 征二 | ～H25.3.31 |
| | | 林 賢治 | H25.4.27～ |
| 関係団体 | 野洲市社会福祉協議会会長 | 藤澤 善成 | 副委員長 |
| 関係団体 | 野洲市民生委員児童委員協議会会長 | 小森 勝治 | |
| 関係団体 | 守山保護区野洲保護司会会長 | 黒川 三男 | |
| 関係団体 | 野洲市赤十字奉仕団委員長 | 三ツ石 冨美子 | |
| 関係団体 | 野洲市老人クラブ連合会会長 | 山本 勇作 | |
| 関係団体 | 野洲市障害者団体連絡協議会会長 | 三河 聡 | |
| 関係団体 | 高齢者施設代表（ぎおうの里）施設長 | 藤野 猛彦 | |
| 関係団体 | 障がい者施設代表（にっこり作業所）施設長 | 河副 健一 | |
| 関係団体 | 野洲市教育委員会委員長 | 一井 彰人 | ～H25.11.17 |
| | | 石田 道雄 | H25.12.3～ |
| 行政関係職員 | 野洲市健康福祉部長 | 佐敷 政紀 | ～H25.3.31 |
| | | 井狩 重則 | H25.4.1～ |

※敬称略、順不同

3. 策定委員会の会議

【平成 24 年度】

第1回・・・平成 24 年 12 月 21 日（金）

【平成 25 年度】

第1回・・・平成 25 年 6 月 4 日（火）

第2回・・・平成 25 年 10 月 1 日（火）

第3回・・・平成 25 年 12 月 26 日（木）

第4回・・・平成 26 年 2 月 28 日（金）

4. 用語解説

●あ行

NPO(エヌ・ピー・オー)

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のことです。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念です。平成10年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになりました。

●か行

介護保険

40歳以上の方が保険加入者となり、保険料を負担し、要支援・要介護の認定を受けたとき、費用の一部を支払って介護保険サービスが利用できる制度のことです。介護保険サービスには、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービスと特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所する施設介護サービス、介護状態になることを予防する介護予防サービスなどがあります。

核家族

家族の形態の一つで、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のことです。

学童保育

就労等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指します。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待が問題となっています。

共助

身の回りで起こる問題を、近隣で互いに助け合って解決することです。

協働

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のことです。

公助

地域では解決できない問題を国や県、自治体が支援することです。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めるため、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

コミュニティ

共同の社会生活が行われる一定の地域又は集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団です。

●さ行

災害時要援護者

災害時に、必要な情報を把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどが困難な人のことです。

自助

身の回りで起こる問題を、個人や家庭の努力で解決することです。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人のことです。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症の人などを保護するための制度で、本人の判断能力に応じて、補助・補佐・後見の3つの類型に区分されています。

●た行

地域福祉活動計画

地域福祉を推進するために地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画です。社会福祉協議会が策定しています。

地域包括支援センター

社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して高齢者の生活全般（福祉、介護、保健など）に関する相談を受ける機関のことです。

●は行

パブリックコメント(市民意見公募手続制度)

市が基本的な計画等を策定する際に、事前にその案の内容及び関連資料を公表して、市民のみなさま等からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続を言います。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することを指します。また、建築物等の物理的な障壁だけでなく、障がいのある人や高齢者などが、社会的、心理的に被っている偏見や差別意識、制度などの障壁を除去する意味にも使われます。例えば、施設面では、段差の解消や階段に併設したスロープの設置、車椅子に対応したエレベータの設置、点字の併記、点字ブロックなどがあります。その他、コミュニケーションの場面においても、文字放送や手話通訳・手話放送、要約筆記などがあげられます。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人のことです。

●ま行

民生委員児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行います。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行います。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねます。

●や行

要介護認定者

身体上又は精神上的の障がいがあって、入浴、排泄、食事等の日常生活においての基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態（要介護状態）にある人や、要介護状態には該当せず、身体上又は精神上的の障がいがあって、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態（要支援状態）にある人のことです。

第2期野洲市地域福祉計画

発行年月日 平成26年3月

編集・発行 野洲市 健康福祉部 社会福祉課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL : 077-587-6024

FAX : 077-586-2177

E-mail : syakai@city.yasu.lg.jp